(24)　北緯三四度〇九分〇六秒六三四八、東経一三五度一二分二九秒九二九〇の地点
(25)　北緯三四度〇九分〇七秒〇一五四、東経一三五度一二分三六秒〇六八〇の地点
(26)　北緯三四度〇九分〇七秒〇三四四、東経一三五度一二分三六秒三二一九の地点
(27)　北緯三四度〇九分〇五秒二九八八、東経一三五度一二分三六秒四五七一の地点
(28)　北緯三四度〇九分〇五秒二六七八、東経一三五度一二分三六秒一八九二の地点
(29)　北緯三四度〇九分〇五秒一一六八、東経一三五度一二分三四秒五一五二の地点
(30)　北緯三四度〇八分五八秒一四六九、東経一三五度一二分三五秒〇五七九の地点
(31)　北緯三四度〇八分五七秒五六四一、東経一三五度一二分三六秒八二五六の地点
(32)　北緯三四度〇八分五六秒九二六四、東経一三五度一二分三六秒五一七九の地点
(33)　北緯三四度〇八分五七秒五五〇〇、東経一三五度一二分三四秒二二二三の地点
(34)　北緯三四度〇九分〇〇秒一八七二、東経一三五度一二分一七秒七八九四の地点
(35)　北緯三四度〇九分〇〇秒一一七九、東経一三五度一二分一六秒六九九五の地点
(36)　北緯三四度〇八分五九秒六二八五、東経一三五度一二分〇八秒四〇四五の地点
(37)　北緯三四度〇八分五九秒三〇一二、東経一三五度一二分〇八秒〇八四三の地点
(38)　北緯三四度〇八分五九秒〇一四五、東経一三五度一二分〇八秒五〇八二の地点
(39)　北緯三四度〇八分四九秒二二八二、東経一三五度一二分五九秒〇三八一の地点
(40)　北緯三四度〇八分四八秒七六二五、東経一三五度一二分五九秒〇九二九の地点
(41)　北緯三四度〇八分四八秒六九五八、東経一三五度一二分五八秒五五〇七の地点
(42)　北緯三四度〇八分三八秒五七〇四、東経一三五度一二分〇〇秒二六九七の地点
(43)　北緯三四度〇八分三八秒三八四七、東経一三五度一二分〇〇秒四七六三の地点
(44)　北緯三四度〇八分三八秒五二一二、東経一三五度一二分〇一秒九七五七の地点
(45)　北緯三四度〇八分三七秒二二七〇、東経一三五度一二分〇二秒一九六三の地点
(46)　北緯三四度〇八分三七秒〇六一〇、東経一三五度一二分〇〇秒七八八〇の地点
(47)　北緯三四度〇八分三六秒三六〇二、東経一三五度一二分〇〇秒六五七四の地点
(48)　北緯三四度〇八分三六秒二四二二、東経一三五度一二分〇〇秒七二一一の地点
(49)　北緯三四度〇八分三六秒〇四五一、東経一三五度一二分五九秒七四〇八の地点
(50)　北緯三四度〇八分三六秒八一二四、東経一三五度一二分五九秒二八二七の地点
(51)　北緯三四度〇八分三六秒二四五四、東経一三五度一二分五七秒六五三四の地点
(52)　北緯三四度〇八分三五秒八四七八、東経一三五度一二分五六秒六五七二の地点
(53)　北緯三四度〇八分四〇秒二二七六、東経一三五度一二分五六秒六一七〇の地点
(54)　北緯三四度〇八分四〇秒三八六三、東経一三五度一二分五七秒九七四三の地点
(55)　北緯三四度〇八分四九秒八〇一九、東経一三五度一二分五六秒二六〇四の地点
(56)　北緯三四度〇九分〇一秒一九二一、東経一三五度一二分〇七秒四一七六の地点
(57)　北緯三四度〇九分〇二秒〇二八一、東経一三五度一二分一六秒五四〇四の地点
(58)　北緯三四度〇九分〇一秒九九八六、東経一三五度一二分一八秒六四九三の地点
(59)　北緯三四度〇八分五九秒六七六一、東経一三五度一二分三二秒七一八二の地点
(60)　北緯三四度〇九分〇三秒六二四〇、東経一三五度一二分三二秒三九三三の地点
(61)　北緯三四度〇九分〇三秒五〇一九、東経一三五度一二分三〇秒二四八五の地点
(62)　北緯三四度〇九分〇五秒〇〇四二、東経一三五度一二分三〇秒〇九四五の地点
(63)　北緯三四度〇九分〇四秒九八一三、東経一三五度一二分二九秒七七〇八の地点
(64)　北緯三四度〇九分〇五秒〇八八七、東経一三五度一二分二九秒七五九八の地点
(65)　北緯三四度〇九分〇三秒三五〇八、東経一三五度一二分〇五秒二四九四の地点
(66)　北緯三四度〇八分五六秒九四二八、東経一三五度一一分五九秒五六二四の地点
(67)　北緯三四度〇八分五四秒九〇七八、東経一三五度一一分五四秒八三六五の地点
(68)　北緯三四度〇八分五二秒二六一一、東経一三五度一一分〇七秒二二八四の地点
(69)　北緯三四度〇八分五二秒五九九一、東経一三五度一一分〇四秒〇三五三の地点
(70)　北緯三四度〇八分四九秒一八九一、東経一三五度一一分〇〇秒五五五一の地点
(71)　北緯三四度〇八分四七秒二五一九、東経一三五度一一分〇一秒六八五一の地点
(72)　北緯三四度〇八分四七秒三〇九七、東経一三五度一〇分五七秒三一二九の地点
(73)　北緯三四度〇八分四九秒六七六一、東経一三五度一〇分五五秒九三二六の地点
(74)　北緯三四度〇八分五四秒八〇〇八、東経一三五度一一分〇一秒一六二六の地点
(75)　北緯三四度〇八分五六秒九一四五、東経一三五度一一分〇一秒八六六九の地点

○国土交通省告示第五百九十八号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉貴之、飯田　剛

附　則

この告示は、令和八年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大北谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡大川村大北川字遠山　二六五番一　一号から十六号まで

○国土交通省告示第六百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水坂川左支川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府福知山市夜久野町平野の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を昭和五十四年建設省告示第八百六十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、三点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を昭和五十五年建設省告示第六百九十四号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域